平成 21 年 7 月 13 日

# 統 計 基 準 部 会 の 審 議 概 況 に つ い て ( 報 告 ) (日本標準職業分類について)

統計基準部会長 大守 隆

#### 1 部会の開催状況

- ○6月8日の統計委員会での部会報告以降、部会を3回開催
  - ① 第5回6月16日(木)、②第6回:6月26日(金)、③第7回:7月10日(金)
- 8月6日(木)に最後の部会を開催し答申を取りまとめる予定

# 2 部会における主な議論等

- ○一般原則について(修正の主要点)
- ・ 職業とは「個人が行う仕事で報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの」、仕事とは「1人 の人間が遂行するひとまとまりの任務や作業」、報酬とは「労働への対価」という方向。
- ・ 職業分類は仕事を分類するが、同時に人に対してその仕事を通じて適用する。このため、 分類項目名は人をあらわす表現(例えば従事者)を用いる方向。分類の基準は仕事の内容 であるが、その具体的な観点の列挙方法について精査。また、統計調査等ごとに、仕事の 対象期間・時点や継続性を指定する、という方向。
- ・ 職業の決定方法に関しては、1人が2つ以上の勤務先で異なる仕事をしている場合の仕事 の決定は、まず報酬の最も多い仕事、それにより難い場合は就業時間の最も長い仕事によ るという方向。また、1つの勤務先での仕事が複数の分類項目に該当する場合は就業時間 に基づいてまず大分類を決定し、同様の考え方で中分類・小分類と決定する方向。
- ・ 公的あるいはそれに準じた資格を必要とする仕事は、原則として有資格者のみを対象とした分類を設定。無資格者の見習い・助手・補助等はその分類には格付けない。そうした資格を必要としない場合には、見習い・助手・補助等は内容が類似していれば本務者と同じ分類に位置づける方向。
- ・ 一般原則を、分類表及び適用範囲と共に「統計基準」に含める方向。
- ○分類表について(1ラウンド目の審議が終わり、積み残しに対する2ラウンド目の審議。以下は主なもの)
- ・ 大分類A-管理的職業従事者の定義文「専ら経営体の全般又は課以上の内部組織の経営管理」において「専ら」を取る方向。店長などの個人事業主は就業時間に応じて管理的職業 従事者とするか販売などの現業とするかを決定する方向。
- ・ 大分類B-専門的・技術的職業従事者に関して、研究者の自然科学系・人文社会系の区分を存続する方向。大学おける研究者と教員の区分については、学部、研究所などの所属等では判断し難いことから、大学等で教育活動を行う者は研究活動が多くても教員とする、

という方向。中分類「情報処理・通信技術者」において小分類項目の追加及び名称変更という府省からの要望を了承。

- ・ 大分類C-事務従事者については、小さな事業所では事務全般あるいは複数種類の事務を 行なっている人が多いことに鑑み、総合事務員という小分類を設け、その上の中分類は一 般事務従事者とする方向。
- ・ 大分類D-販売従事者については、①飲食と販売の境界は給仕などサービスを伴うかどう かとし、②飲食店主は従来の販売からサービス職業従事者に変更する方向。
- ・ 大分類F-保安職業従事者に関して、警察官、海上保安官及び消防員を、管理職と保安職 業従事者と専門的・技術的職業従事者とに分けることについて検討したが、各国でも切り 分けが異なり検討に時間を要することや、報告者負担が増すことから、次回改定までの検 討課題とする方向。
- ・ 大分類 I 輸送・定置・建設機械運転従事者に関して、大分類項目の名称が長いことから 輸送・機械運転従事者とする方向。
- ・ 大分類K-労務作業者に関して、大分類の定義の明確化を審議中。大分類I、大分類J (建設・採掘作業者)、大分類Kの3つの境について、大分類K労務作業者の特徴として 「主に身体を使う」と整理する方向。

# ○その他

- ・ 適用範囲については日本標準産業分類と同様の対応(中小分類項目のみ分割・併合を認めるという趣旨)とする方向。なお、平易な表現を要望。分類表の適用に関して、「一般原則」に従うことも適用範囲に含める方向。
- ・ 産業分類からの独立などを目指したが、個人の仕事の定義が欧米ほど明確化されていない 状況などから、それを徹底させることが現実的でないと判断した部分もあり、今後の実査 における状況等を見つつさらに検討していく必要がある。これも今後の検討課題とする方 向。
- ・ 答申案について審議。

一以上一

# 第4回統計基準部会 議事概要

- **1 時**:平成21年6月4日(木) 14:00~16:10
- 2 場 所:総務省第二庁舎6階特別会議室
- 3 出席者:
  - (部 会 長) 大守隆
  - (委員) 野村浩二、舟岡史雄
  - (専門委員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ
  - (審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、 東京都、埼玉県
  - (事務局) 内閣府:河合統計委員会担当参事官

総務省:會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小髙専門職、

須藤アドバイザー (統計センター)

#### 4 議題:

- (1) 大分類 B 専門的・技術的職業従事者について
- (2) 大分類K-労務作業者について
- (3) 日本標準職業分類の一般原則について
- (4) その他

# 5 審議の概要:

(1) 大分類 B - 専門的・技術的職業従事者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改定点、および他の大分類とまぎらわしい場合の判断の基準などに関して説明を行った。また、総務省、経済産業省からそれぞれの意見について説明を行った。その後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 小分類「051 研究者」については、学際領域の拡大を理由に自然科学と人文科学を統合したが、 学際領域については新たな区分を新しく設定した上で分類を残してはどうか。
- 中分類名称から「鉱工業」の文言がなくなったが、鉱業に従事している専門家はどこに分類されるのか。
- 「他に分類されない保健医療従事者」について、資格を取得した人に限定しているとの由だが、 今回の職業分類において資格をどう扱うかという点について考え方を整理すべき(公的資格で名 称独占を伴うものは有資格者しか当該職業分類に格付けしないようにするのか?)。また、助手 の位置づけについても資格との関係も含めて整理する必要がある。
- 中分類「07、08 製造技術者」のうち部品の製造に係る技術者の位置づけが明確ではない。
- 「金融・保険専門職業従事者」を中分類「経営・金融・保険専門職業従事者」の中に小分類として新たに設定しているが、顧客向けサービスではないという点で他の小分類とは意味合いが違っていると思われるので、別に中分類として設定してはどうか。
- カウンセラーは相当幅広く、結婚相談員、人生相談員及び消費者相談員などが分類されており、 どこまでの範囲をいうのか。また、自称評論家をどこまで専門家とみなすかという点も考える必 要がある。
- 出稼ぎについて、「年間を通じて就業時間の長い方・・・」で分類するとなっているが、全体的に、 どのような範囲(例えば、過去1年間等)で時間の長さを比較するのか、明確にする必要がある。

より一般的に、今回の職業分類では、分類の対象となる仕事の期間をどう考えるべきかを明確化する必要がある。

- 「プロジェクトマネージャ」については、情報処理以外の分野でも存在するのではないか。 特に情報処理の分野にだけ設けることの意義は何か。
- (2) 大分類K-労務作業者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改定点について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 労務作業者の定義が同義反復的であり、具体的な定義を与える必要がある。特徴は、定型的 作業をしていることではなく、高度なスキルを必要としないということではないか。その趣旨 を定義にすべきではないか。
- 機械操作に該当する仕事と身体的な動作による仕事の区分が明確ではないので、該当する分類項目の定義にはこの点を明記すべきである。
- 小分類 712「ハウスクリーニング職」の定義については、掃除の範囲が不明確である。定義を「住宅内の水回り・電気製品などの掃除」にしてはどうか。
- 小分類「714 一般廃棄物処理作業者」及び「715 産業廃棄物処理作業者」について、働く人にとっては処理する廃棄物の対象が何であるかはあまり重要でないと考えられることから、集約して「廃棄物処理作業者」とすればよいのではないか。
- (3) 日本標準職業分類の一般原則について

事務局から、日本標準職業分類の一般原則の暫定案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 個人が2つ以上の仕事をしている場合の格付に就業時間を用いるとしているが、それで良いかど うか、また、大・中・小分類のどの段階で時間の比較を行うのかということを明確にすべきではな いか。
- 暫定案の第2項分類の適用と基準について、(1)と(2)が基準であり、(3)~(7)は補足的な位置付けなので、区別する必要があるのではないか。
- デイ・トレーダーは職業とみなさないとの説明があったが、何を職業とみなすかについて統一的 な考え方を作るべき。

#### (4) まとめ

○ 一般原則案について、①格付けの基準は就業時間で良いか?良いとする場合、それは、スキルの 代位的な概念として考えるのか、それとも時間自体に意義を求めるのか。②遍くスキルレベルを適 用するのは現実的に困難とする今回の方針についてどう考えるか。③報酬は義務の遂行に対する対 価だとする考えがあるが、デイ・トレーダーや自営業の人はどうか。業として行う場合が報酬であ れば、業とは何かについての整理が必要ではないか。

以上については、各委員より意見をいただく。

- 分類案について、①中分類「05 研究者」について、小分類設定の考え方、②分類の基準として の資格についての考え方、③カウンセラー等の範囲、④大分類「K労務作業者」の名称を含めた定 義について。以上については、事務局において検討・整理する。
- 次回の部会は、6月18日(木)14時00分から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>

# 第5回統計基準部会 議事概要

- **1 日 時**: 平成 21 年 6 月 18 日(木) 14:00~16:10
- 2 場 所:総務省第二庁舎6階特別会議室
- 3 出席者:
  - (部 会 長) 大守隆
  - (委員) 野村浩二、舟岡史雄
  - (専門委員) 岡本英雄、西澤弘、原ひろみ
  - (審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業 省、国土交通省、環境省、東京都、埼玉県
  - (事務局) 内閣府:河合統計委員会担当室参事官 総務省:會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小髙専門職、 須藤アドバイザー(統計センター)

#### 4 議題:

- (1) 大分類A-管理的職業従事者について
- (2) 大分類 F 保安職業従事者について
- (3) 大分類G-農林漁業作業者について
- (4) 大分類 I -輸送・定置・建設機械運転従事者について
- (5) 大分類 J 建設・採掘作業者について
- (6) 日本標準職業分類の一般原則について
- (7) その他

# 5 審議の概要:

(1) 大分類A・F・G・I・Jについて

事務局から、各大分類の設定に当たっての考え方、改定点について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

(大分類A-管理的職業従事者について)

- 管理的職業従事者の総説中の「専ら」の文言は削除してもよいのではないか。 (大分類F-保安職業従事者について)
- 警察官、海上保安官、消防員について、管理職と現業を分けるべきではないか。
- 小分類「453 警備員」には、住宅の警備も含まれることを明示すべきではないか。

(大分類 J - 建設・採掘作業者について)

○ 土木作業現場で単純作業を行う者は、大分類 J 「建設・採掘作業者」に分類 されるとしているが、大分類 K 「労務作業者」に分類すべきではないか。

# (2) 日本標準職業分類の一般原則について

前回の部会において部会長から提起された課題に対し、各委員が提出した意 見について説明をした後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のと おりである。

- 複数の場所で仕事を行う者については、スキルで格付けするのが困難であることから、その代理指標として報酬に着目してはどうか。
- 仕事とは何かということがまず議論されるべきである。
- 一般原則では、仕事の対象期間は特定せず、それぞれの統計調査で用いる 定義に合わせることでよいと思われる。
- 大分類の呼称については、「\*\*\*従事者」で統一してはどうか。

#### (3) その他

事務局から、これまでの部会での指摘事項の一部に対する対応案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 大分類E「サービス職業従事者」の説明において、「個人の家庭おける・・・」 という文言を削除してしまうと、仕事の行われる場所が限定されなくなって しまい他の中分類項目と重複することになってしまうので削除すべきでは ない。
- 一般原則については部会長と事務局で、各大分類における指摘事項については、事務局において検討・整理する。
- 次回の部会は、6月26日(金)14時から総務省第二庁舎6階特別会議室 にて開催する予定。

以上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>

# 第6回統計基準部会 議事概要(未定稿)

**1 日 時**: 平成 21 年 6 月 26 日(金) 14:00~16:15

2 場 所:総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者:

(部 会 長) 大守隆

(委員) 野村浩二、舟岡史雄

(専門委員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ

(審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通 省、東京都、埼玉県

(事務局) 内閣府:河合統計委員会担当室参事官

総務省:會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小髙専門職、

須藤アドバイザー (統計センター)

# 4 議題:

- (1) 課題の整理について
- (2) 日本標準職業分類の適用範囲について
- (3) 日本標準職業分類の一般原則について
- (4) その他

# 5 審議の概要:

(1) 課題の整理について

事務局及び経済産業省から、これまでの部会での指摘事項に対する対応案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

(大分類B-専門的・技術職業従事者について)

- 中分類「05 研究者」については、現行の分類と同じ「自然科学系研究者」と「人文・社会科学系研究者」の2区分で基本的には良いと考えられる。
- 中分類「07 製造技術者(開発)」及び「08 製造技術者(開発を除く)」については、汎用的な機械部品の製造技術者をどこに区分するかを検討すべきではないか。
- 中分類「18 経営・金融・保険専門職業従事者」については、事務局の対応案のとおりで 良いのではないか。
- 小分類「243 カウンセラー」の説明文では、専門的という文言が使われているが、今回の職業分類にはスキルの概念が入っていると考えて良いのか。もしそうであるならば、一般原則にその旨を記載する必要があるのではないか。なお、内容例示については、占い師などはこの分類に含まれないことを×例示に明示すべきではないか。
- 「情報処理プロジェクトマネージャ」を小分類項目として新設することは、量的基準から 見ても問題はないのではないか。

(大分類K-労務作業者について)

- 大分類の定義は定型的な作業に従事するものも含むということを明示してはどうか。また、 対象職業の範囲がより限定的になるような表現にすべきではないか。
- 小分類「712 ハウスクリーニング職」の定義の修正案については、「住宅内の水回り設備・ 家庭用器具などの掃除」などのように文言を修正してわかりやすくすべきである。

○ 小分類「714 一般廃棄物処理作業者」に、含まれるものが分かるように、名称や内容例示 を工夫してはどうか。

(大分類A-管理的職業従事者)

○ 警察官・海上保安官・消防員について、その仕事に応じて「管理的職業従事者」等の大分類にも分類すべきかどうかについては、職位に関する報告者負担が増えることもあって検討に時間を要するものであることから、今回は、現行どおり「大分類Fー保安職業従事者」に位置付けることとし、次回改定までの課題としてはどうか。

# (2) 日本標準職業分類の適用範囲について

事務局から、日本標準職業分類の適用範囲を設ける必要性や考え方について説明を行った後、 審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 日本標準職業分類の適用範囲については、あまり自由度を広げると、統計基準としての意味がなくなってしまうため、日本標準産業分類と同様の範囲でよいのではないか。
- 適用範囲の表現については、わかりやすいものにすべきである。

# (3) 日本標準職業分類の一般原則について

事務局および部会長から、日本標準職業分類の一般原則の暫定案について説明を行った後、 審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 第2項の「分類の適用と基準」について、重要なのは「仕事の内容」であるので、まずそれを挙げるべきではないか。
- 〇 第4項「職業の決定方法」の1-(2)-アのただし書きに教員の扱いはより正確な表現に修正する必要がある。
- 〇 第1項で職業を「分類したもの」としているがこれは分かりにくく、より平易な記載を検討すべきである。
- 第4項「職業の決定方法」の「2. 資格および見習い等の取り扱い」に関しては、見習い についての事務局の考え方がまだ整理されていないところもあるのではないか。
- 〇 第2項「分類の適用と基準」の(1)~(6)の順序は重要性の観点から再検討の余地があるのではないか(資格や免許は後ろで良いのではないか?)。
- 一般原則については、部会長と事務局において検討・整理をし、次回の部会前までに一度、 各委員へも提示して、コメントをもらうこととしたい。
- 各大分類における指摘事項に関しては、次回の部会の数日前までに、整理したものを各委員に提示して、次回部会の審議を効率化することとしたい。
- 次回の部会は、7月10日(金)14時から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>